

ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議

2月に始まったロシアによるウクライナへの侵略は、武力の行使を禁ずる国連憲章に違反し、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、断じて容認できない。

ウクライナでは、一般の市民などにも攻撃が及び、原子力発電所などを武力で占拠している。また、ロシアのプーチン大統領は、今回の侵略に際し核兵器の使用を示唆する発言をしている。これは、唯一の戦争被爆国である日本の世界恒久平和への願いを踏みにじるもので、強い憤りを覚える。

よって、本市議会は、ロシアによるウクライナへの侵略に厳重に抗議するとともに、ロシア軍による攻撃の即時停止、ウクライナからの無条件での完全撤退を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月10日

伊 那 市 議 会